令和８年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務
公募型プロポーザル説明会における質疑への回答

事務局より連絡

・「企画提案書作成要領　２　提出方法」の内容について、一部訂正がありますのでお知らせします。また、「企画提案書作成要領」については、当課のホームページを更新しますので、改めてご確認ください。

【訂正前】	【訂正後】
電子データ（企画提案書電子データを提出し、メール送信後、提出先への確認を行うこと）<u>又は</u>郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）	電子データ（企画提案書電子データを提出し、メール送信後、提出先への確認を行うこと）<u>及び</u>郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

番号	質疑事項	回答
1	仕様書5(1)について 業務責任者は本業務全体で1名の配置という理解でよいか。	よい。
2	仕様書5(1)について 先導拠点校担当は各校に異なるものを1名以上、計3名以上配置する必要があるか。それとも、同一のものが複数校または3校すべてを兼務することは可能か。	担当は、計３名以上の配置も可能であるが、必須ではなく、提案によるものであり、１名の者が３校全てを兼務することも可能であり、担当者が１名以上いることが仕様となる。
3	仕様書5(1)について 業務責任者と先導拠点校担当の兼任は可能か。	業務責任者と先導拠点校担当の兼任は不可とする。
4	先導拠点校担当の伴走支援について、訪問回数の必須条件はあるか。	必須の条件はない。
5	伴走支援を行うにあたり、県が定める実行計画の内容ともリンクする必要があるのではないかと思われ、伴走支援の業務に実行計画との調整を含んでいるか。	実行計画については県教育委員会内で調整のうえ策定するため、今回の伴走支援に実行計画との調整を行う必要はない。